

令和9・10年度 勝山市 建設工事 競争入札等参加資格審査 申請要領

令和9・10年度において、勝山市が発注する建設工事に係る一般競争入札、指名競争入札及び随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加を希望する方は、下記のとおり資格審査を行いますので、記載事項をご確認の上、申請手続きを行ってください。

**令和9・10年度の競争入札等参加資格審査の申請は、
その一部について電子申請により手続きを行う必要があります。**

電子申請サイトのアドレスは次のとおりです。サイトへは、
下記アドレスからアクセスしてください。

URL <https://shinsei.e-fukui.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=NzgZ9HsM>



なお、電子申請を行っただけでは、申請手続きとして完了しません。次の①～④の手続きを行うことで申請手続きが完了します。

- | | |
|----------------------------|-------------|
| ① 電子申請によるデータの送信 | } ②～③は書類を郵送 |
| ② 電子申請で送信したデータ（申請書 PDF）の印刷 | |
| ③ 電子申請以外で必要となる書類の作成 | |
| ④ その他の添付書類（登記事項証明書など）の準備 | |

①～④の手続きを申請期間内に終える必要があります。なお、②～③の書類において申請期間内の日付の消印があるものは、申請期間内に到達したものととして取り扱います。

令和9・10年度 競争入札参加資格申請手続きの概要

- ①電子申請によるデータの送信
②電子申請で送信したデータの印刷（申請書 PDF）



【電子申請手続きの実施】

- ・電子申請の手続きを行ってください。
- ・入力要領に基づき、必要事項を入力してください。
- ・入力した内容を確認し、データを送信してください。
- ・送信完了画面から「申請書 PDF」をダウンロードし、必ず印刷してください。



- ③電子申請以外で必要となる書類の作成



【申請書様式を取得】

- ・資格審査申請のホームページから申請書様式をダウンロードしてください。
- ・記入要領に基づき、必要事項を記入してください。



- ④その他の添付書類（登記事項証明書など）の準備



【添付書類の準備】

- ・申請書類に添付が必要な書類（登記事項証明書、納税証明書など）を準備してください。



【申請書類のデータ送信又は提出】

- ①はデータ送信、②～③は書類を郵送してください。

※要注意 電子申請のみでは、資格審査の手続きは完了しません。

※注意 送信したデータの修正について

一度送信したデータは修正又は取り消しができないため、印刷した「申請書 PDF」に手書きにより見え消しで修正し送付してください。（修正したデータは再送する必要はありません。）

1 対象者

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づく許可を受けて建設業を営む者（以下「建設業者」という。）で資格審査を申請する年度において法第 27 条の 23 第 1 項の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けている者。

2 所在区分

次の要件に基づき所在区分を選択してください。

区分	要 件
市内業者	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「通知書」という。）における主たる営業所が勝山市内にある者
県内業者	・ 福井県内（勝山市内業者を除く）に通知書における主たる営業所がある者。 ・ 福井県外に主たる営業所を有し、福井県内に委任された [*] 建設業の許可のある営業所がある者 ※勝山市に委任の届けがない場合は、県内に営業所等を有していても「県外業者」として登録いたします。その場合は「県内に本店又は支店等を有すること」などの条件を付した入札等には参加できません。
県外業者	上記以外の県外業者

3 入札参加資格審査要件

(1) 参加資格審査を受けることができる建設工事の工種

法第 2 条第 1 項の別表第 1 の上欄に掲げるもののうち、最新の通知書において、総合評定値が 1 点以上の点数があり、かつ、その建設工事の工種の 2 年又は 3 年平均の完成工事高が 1 円以上あるものに限ります。

(2) 次の各号のいずれかに該当する者は、参加資格審査を受けることができません。

ア. 地方自治法施行令第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 第 1 項に該当する者【契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者】

イ. 地方自治法施行令第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 第 2 項に該当する事実があったと認められる者で、その事実があった後 2 年を経過していない者

ウ. 資格審査申請内容に故意に虚偽の事実を記載した者、又は重大な事実を記載しない者

エ. 営業に関し、許可、許可等を必要とする場合において、これを得ていない者

オ. 納期限の到来している税を完納していない者

カ. 勝山市契約からの暴力団排除措置要綱（平成 24 年勝山市告示第 72 号）別表第 1 に該当する者

キ. 通知書の雇用保険加入の有無、健康保険加入の有無及び厚生年金保険加入の有無のいずれかの欄に「無」の記載がある者（それらの保険について加入し、又は除外されていることを証する書類を提出した者を除く。）

(3) 市内業者において「電気工事」に係る資格審査を申請する場合は、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和 45 年法律第 96 号）第 34 条第 4 項に基づく電気工事業を開始した旨の届出をしていること。

(4) 市内業者において「ほ装工事」に係る資格審査を申請する場合は、アスファルトフィニッシャー、タイヤローラー及びマカダムローラーのすべて（規格は問わない。）を所有していること。

4 申請期間

令和 8 年 11 月 2 日（月）～令和 8 年 12 月 25 日（金）

(1) 申請期間内の消印のものを有効とします。

(2) 申請期間中に提出すべき書類がそろわない場合は、資格審査の受付をすることができません。

(3) 上記申請期間外は、次のとおり追加申請期間を設定し受付します。ただし、市内業者の場合は、会社の新設等により随時受付は可能です。

No.	追加申請期間（予定）	適用日（予定）
1	令和 9 年 5 月 1 日～令和 9 年 5 月 31 日	令和 9 年 7 月 1 日
2	令和 9 年 8 月 1 日～令和 9 年 8 月 31 日	令和 9 年 10 月 1 日
3	令和 9 年 11 月 1 日～令和 9 年 11 月 30 日	令和 10 年 1 月 1 日
4	令和 10 年 2 月 1 日～令和 10 年 2 月 29 日	令和 10 年 4 月 1 日

5	令和 10 年 5 月 1 日～令和 10 年 5 月 31 日	令和 10 年 7 月 1 日
6	令和 10 年 8 月 1 日～令和 10 年 8 月 31 日	令和 10 年 10 月 1 日
7	令和 10 年 11 月 1 日～令和 10 年 11 月 30 日	令和 11 年 1 月 1 日

5 入札参加資格の有効期間

資格適用日から次期の資格者名簿を作成した日の前日まで
(令和 9 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日)

6 申請書提出方法

- (1) 電子申請によりデータを送信した後、電子申請で送信したデータを印刷した書類（申請書 PDF）、電子申請以外で必要となる書類及びその他の添付書類（登記事項証明書など）は、勝山市財政課契約検査係に郵送により提出してください。
- (2) 登録通知は書面により通知（令和 9 年 3 月頃に発送予定）を行いますので、「登録通知用封筒」を必ず同封し、返信先の郵便番号、住所、氏名を記入し、110 円切手を貼付してください。
- (3) 受領書（市が書類を受付けた確認書）が必要な場合は書面にて受付けます。受領書を希望する場合は、上記「登録通知用封筒」とは別に、申請者が作成した受領書及び「受領書送付用封筒」（ハガキでも可）を同封してください。「受領書用封筒」には、返信先の郵便番号、住所、氏名を記入し、郵送に必要な金額の切手を貼付してください。なお、期間中は大量の申請を受付ますので、受領後返送に日数を要する場合があります。
※注意 受領書は申請者が作成してください。勝山市様式では対応しませんのでご注意ください。
- (4) 複数の区分（建設工事・建設コンサルタント業務等）を同時に同封して申請する場合は、「登録通知用封筒」は 1 通で構いません。
- (5) 複数の区分（建設工事・建設コンサルタント業務等）を同時に同封して申請しない場合は、各申請時に「登録通知用封筒」を添付してください。

7 提出書類

- (1) 書類は、次の表の順番にそろえて、透明のクリアフォルダー（A4 サイズ 上横の 2 辺の間に書類を挟み込むもの。「7 提出用クリアフォルダー見本」写真参照）に入れて提出してください。
- (2) 提出書類は各 1 部です。必ず勝山市の様式を使用してください。（ただし、工事経歴書（様式第 3 号）及び技術職員・現場代理人名簿（様式第 4 号）は指定様式以外を可とします。）
- (3) 用紙サイズは、A4 判サイズとします。（登記事項証明書等を写しで提出する場合は、A4 判でコピーしてください。）
- (4) 申請する区分（建設工事及び建設コンサルタント業務等）が複数ある場合は、各区分それぞれ個別にクリアフォルダーに入れて申請してください。
- (5) 様式等は勝山市ホームページ（WEB ページ下部に掲載する「市役所の情報」の「入札・契約情報」→「入札参加資格」）（URL <http://www.city.katsuyama.fukui.jp/>）でダウンロードできます。
- (6) 行政手続等における押印の廃止に取り組むため、各申請書類の押印の省略を可能とします。ただし、「書類番号 2 勝山市建設工事競争入札等参加資格審査申請書」内の「使用印鑑届」は押印が必要です。

■提出書類〔◎必ず提出 △該当者のみ提出 ×不要〕

番号	申請書類	様式	市内	県内	県外	写し
1	チェックリスト	—	◎	◎	◎	不可
2	勝山市建設工事競争入札等参加資格審査申請書	様式第 1 号	◎	◎	◎	不可
3	○法人の場合 登記事項証明書	発行官公署 様式	◎	◎	◎	可
	○個人事業者の場合 身分（身元）証明書					
4	市税納付状況調査同意書	様式第 2 号	◎	—	—	不可
5	納税証明書（国税）	税務署様式	◎	◎	◎	可
6	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	発行官公署 様式	◎	◎	◎	可
7	工事経歴書	様式第 3 号	◎	◎	×	可
8	技術職員・現場代理人名簿	様式第 4 号	◎	×	×	不可

9	電気工事業者届出受理通知書	発行官公署 様式	◎	×	×	可
10	「ほ装工事」の資格審査を申請される場合の申請書類	—	◎	×	×	可
11	専任技術者証明書		◎	×	×	可
12	中小企業協同組合法に基づく事業協同組合の場合の添付書類		△	△	△	可
13	電子申請（業者カード） <u>※電子申請によりデータを送信してください</u>	★電子	◎	◎	◎	不可
14	<u>申請書 PDF（電子申請で送信したデータを印刷したもの）</u>		◎	◎	◎	不可

※「様式」欄に「★電子」と記載のあるものは、電子申請によりデータを送信し、送信したデータを印刷した書類（申請書 PDF）を提出してください。

【各提出書類の留意事項】

〔1〕チェックリスト

- 申請に際しては、必ずこの用紙により確認を行ってから提出してください。
- 確認後は、申請者欄にレ点を記入してください。

〔2〕勝山市建設工事競争入札等参加資格審査申請書（様式第1号〈建設工事〉）

- 申請者の所在地は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載された主たる営業所の所在地を記入してください。
- 営業所等へ委任される場合は、必ず「委任欄」に受任者名を記入してください。なお、委任期間は、「5 入札参加資格の有効期間」と同じとします。
- 使用印鑑届の欄には入札、契約等における使用印鑑（営業所等へ委任される場合は、受任者印）を押印してください。ただし、使用印鑑は役職名（受任者役職名）又は代表者氏名（受任者氏名）が表示されているものに限りします。

〔3〕登記事項証明書（法人の場合）、又は身分（身元）証明書（個人事業者の場合）

- 申請書提出時以前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。写しを提出する場合は、A4版で提出し、頁数が複数ある場合は、両面コピーしてください。
- 個人事業者にあつては、身分（身元）証明書（※本籍地市区町村にて発行）を提出してください。

〔4〕市税納付状況調査同意書（様式第2号〈一般業務委託〉） ※市内業者のみ

- 勝山市から課税されている全税目（市民税、固定資産税・都市計画税、法人市民税、軽自動車税及び国民健康保険税）について、申請期間中に滞納無状況を確認するため、市税の納税証明書の代わりに、市税納付状況調査同意書を提出してください。

〔5〕納税証明書（国税）

- 主たる営業所を所轄している又は指定された税務署発行の、国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3の3）又は（その3の2）の納税証明書（未納がないという証明書）で、申請書提出時以前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。写しを可とします。
- 事業年度の途中に営業所を開設し、決算期の関係で法人市民税の申告納付をしていない場合は、法人等の設立（設置）申告書の写しを提出してください。

〔6〕経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し可）（※最新のもの）

- 審査基準日が申請書を提出する日から1年7か月以内のものを提出してください。審査基準日から1年7ヶ月の有効期限が切れる通知書を添付する場合は、最新の結果通知書が到着次第速やかに提出してください。
- 通知書の雇用保険加入の有無、健康保険加入の有無及び厚生年金保険加入の有無のいずれかの欄に「無」の記載がある場合は、競争入札参加資格者名簿へは登載しません。（それらの保険について加入し、又は除外されていることを証する書類を提出した者を除きます。）

〔7〕工事経歴書（市内・県内業者に限る。）（様式第3号〈建設工事〉）

- 様式第3号の【記入要領】により記入してください。

〔8〕技術職員・現場代理人名簿（市内業者に限る。）（様式第4号〈建設工事〉）

- 様式第4号の【記入要領】により記入してください。
- 資格者証、保険証等の添付は不要とします。

〔9〕電気工事業者届出受理通知書（市内業者に限る。）

- 電気工事に係る資格審査を申請する場合は、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第34条第4項に基づく電気工事業を開始した旨の届出をしたことを証する書類（届出受理書（写し））を必ず提出してください。

〔10〕「ほ装工事」の資格審査を申請される場合の申請書類（市内業者に限る。）

- ほ装工事に係る資格審査を申請する場合は、アスファルトフィニッシャー、タイヤローラー及びマカダムローラーのすべて（規格は問わない。）を所有していること。
- ※「所有」には、契約期間が令和11年3月31日以後に及ぶもので、リース期間中のすべてにおいて「所有」と同視できる程度に独占的使用が認められているもの（原則として、法人税法に規定するファイナンスリース取引契約に係るものに限る。）により使用する場合を含む。
- 令和9・10年度福井県競争入札参加資格審査申請書に添付した「舗装工事施工体制実態調書」の写しと添付書類を提出してください。なお、この他に勝山市に対して追加申請を希望する機械がある場合には、福井県に提出した書類と同等の書類を提出してください。

〔11〕専任技術者証明書（市内業者に限る。）

- 建設業許可申請（5年に一度の更新を含む。）の際に提出した「専任技術者証明書」又は「専任技術者一覧表」（申請書受付日以前5年以内の最新のもの）の写しを提出してください。

〔12〕中小企業協同組合法に基づく事業協同組合の場合の添付書類

- 組合員名簿 ○組合定款 ○官公需共同受注規約 ○設立許可の証明
- 官公需適格組合証明書（証明を受けている場合に限りです。）

〔13〕電子申請（業者カード） ※電子申請によりデータを送信してください。

- 電子申請画面に記載する説明に基づき、必要事項を入力し、データを送信してください。

〔14〕申請書PDF ※電子申請で送信したデータを印刷したもの

- 電子申請によりデータを送信した後、送信したデータを印刷した書類（申請書PDF）を提出してください。
- 一度送信したデータは修正又は取り消しができないため、印刷した「申請書PDF」に手書きにより見え消しで修正し送付してください。（修正したデータは再送する必要はありません。）

7 登録内容に変更が生じた場合

資格登録後、登録内容に変更が生じた場合は、変更届（指定様式）により直ちに必要書類を財政課まで提出（郵送可）してください。※必要書類は、勝山市ホームページ内「入札・契約情報」-「入札参加資格の変更」からご確認ください。

8 問い合わせ及び提出先

お問い合わせはEメールをご利用ください。お電話でのお問い合わせにはお答えいたしかねますのでご了承ください。回答は次開庁日以降になる場合がありますのでご了承ください。

〒911-8501 福井県勝山市元町1-1-1 勝山市役所 財政課 契約検査係

E-mail keiyaku@city.katsuyama.lg.jp